

## 「河川管理に関する行政評価・監視」

### ＜行政評価・監視結果に基づく所見表示＞

総務省熊本行政評価事務所（所長：秋山 <sup>あきやま</sup> <sup>しげる</sup> 繁）

〔本件連絡先〕第2評価監視官 辻 俊孝 電話：096-324-1662

#### 調査実施の背景

「行政評価・監視」は、総務省熊本行政評価事務所が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するもの。

熊本県内には、国が直轄管理する河川が4水系（白川水系、緑川水系、菊池川水系及び球磨川水系。延長計約260キロメートル）。

河川は、各種用水の供給源としての役割を果たすとともに、洪水の被害から周辺住民を保護する治水機能等を有しており、常に適切に管理しておく必要あり。

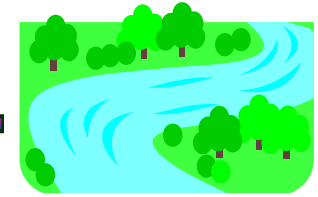
しかし、これらの河川の管理の状況を見ると、増水時に流出のおそれのある築造物が無許可で設置されている箇所や、視認性の悪い場所に廃棄物が多量に投棄されている箇所がみられる。

この行政評価・監視は、当事務所が企画し、平成18年8月から19年1月にかけて4水系（8河川）の下流域を中心に、その管理の適正化を図る観点から、実地に調査。

#### 所見表示

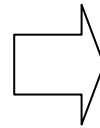
国土交通省熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、菊池川河川事務所の3事務所に対して平成19年2月2日に所見表示。

# 1 不法占用等の是正対策の推進



## 制度・仕組

- 河川敷地（河川区域内の土地）において土地（私有地を除く。）を占有しようとする者は河川法第 24 条、工作物の新築等を行う者は第 26 条、土地の掘削等を行う者は第 27 条の許可を受けることが必要。
- 許可を受けない占有又は行為（以下「不法占用等」という。）を行った者については、直ちに撤去するよう指示。
- 熊本河川国道事務所等は、河川の状況を把握するため、業務委託による河川巡視を実施。不法占用等を把握した場合は、不法占用物件現況整理簿（以下「整理簿」という。）を作成し占有の形態、指導の履歴等を記載。



## 調査結果

- ① 河川敷地に無許可で築造した階段等の工作物、倉庫等の不法占用等が 33 箇所。うち、20 箇所（約 61%）について、未把握。
- ② 河川巡視員に対し、許可物件の情報提供が不十分。→許可物件と不法占用物件を区別できず。また、職員による定期的な不法占用等調査も未実施。
- ③ 把握している 13 箇所の不法占用等の事例のうち、占有形態の変遷、指導の履歴が不明確となっているもの 8 箇所。原因：整理簿が未作成。

事例 1 - (1) - ①~④

## 所見表示要旨

- ① 許可物件の位置、内容をマップに記載するなどして河川巡視員による不法占用等の把握に努めること。  
また、職員を中心とした不法占用等の把握等を目的とした調査を定期的実施すること。
- ② 不法占用物件については、整理簿を作成し、占有の形態、発生原因、指導の履歴等について適切に記載するとともに、さらに、不法占用等の是正についての指導を継続的に行うこと。

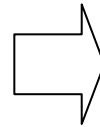
## 2 不法係留船対策の推進



### 制度・仕組

- 不法係留船（注）は、洪水時における流水の障害、河川管理施設の損傷等の問題を誘発するため、国土交通省は河川における不法係留船対策を推進するため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年建設省河川局長通達）を発出。  
同通達では、不法係留船対策として、恒久的係留施設等の計画的な整備等を明記。
- 国土交通省と水産庁は平成14年度に合同で「プレジャーボート全国実態調査」を実施。その結果、3河川事務所は、計799隻の不法係留船を把握。
- これらの対策を推進するためには、地方公共団体、他の公共水域管理者等との協議、連携が不可欠。

（注）不法係留船：河川区域内の土地や水面に河川法第24条等の許可を得ることなく、係留、陸置き又は放置された船。



### 調査結果

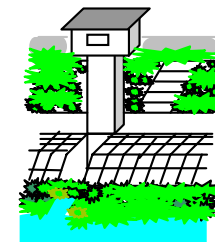
- ① 不法係留船が448隻（当事務所把握分。下流域等。）  
白川水系28隻、緑川水系183隻、球磨川水系95隻、菊池川水系142隻  
うち、樋管等の河川管理施設及び許可工作物に直接損傷を与え、又その機能を阻害するおそれがあるもの、139隻（全体の31.0%）。
- ② 14年度の実態調査結果に基づく不法係留船の所有者に対する撤去指導をほとんど行っていない。
- ③ 恒久的係留施設等の整備計画の実現等に向けた地方公共団体等との協議の場も未設置。

事例1－(2)－①、②

### 所見表示要旨

- ① 不法係留船のうち、河川管理施設及び許可工作物に直接又はその周辺に不法係留等され、特に河川管理上の支障が大きいものについて、早急に撤去指導を行うこと。
- ② 地方公共団体等との協議の場を設け、恒久的係留施設等について協議を行いつつ、不法係留船対策の計画的な促進を図ること。

### 3 その他



#### (1) 河川区域内の廃棄物対策の推進

##### 調査結果

- ① 河川敷地でゴミを焼却しているもの等8箇所。
  - ② 橋の下等に放置されている自動車13台等。
  - ③ 河川敷地等に放置されている自転車9台。
- 以上のほか、河川敷地に投棄されているもの：ベッド、ソファ、破碎した瓦、家庭ゴミ等。

事例2-①～③

##### 所見表示要旨

- ① 不法投棄防止のための啓発活動の充実等を更に進めること。
- ② 視認性の悪い場所等を重点的巡視箇所としてマップ等で巡視員に具体的に示すことなどにより巡視の徹底を図ること。
- ③ 不法投棄された廃棄物については、不法投棄者の特定を更に継続して進める等、その処理を促進すること。

#### (2) 河川管理施設等の管理の適切化

##### 調査結果

- ① 河川管理施設（堰、樋管）周辺から河川への転落防止柵の設置等、転落防止対策が不十分。
- ② 許可工作物である樋管の管理橋に門扉がないもの、門扉が破損しているもの、門扉が施錠されていないもの10箇所等。

事例3-①、②

##### 所見表示要旨

- ① 河川管理施設（堰、樋管）周辺から河川への転落防止を図るための安全対策を講じること。
- ② 許可受者（管理者）に対して、安全対策が不十分な施設について早急な改善を指導するとともに、今後、許可工作物である樋管等の状況について定期的に点検を実施するよう通知すること。